

第15回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 館石修事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員
下條洋平主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第40号 農地転用制限の例外の届出について
 - 日程第4 報告第41号 非農地証明交付申請の報告について
 - 日程第5 報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第6 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議 長

今日は秋彼岸の開けということで、県内もですが、石川県で大きな被害甚大な被害をもたらしました大雨でしたが、町内の皆さんの被害はいかがだったでしょうか。前回よりも、何かエリアが多いなっていう印象を受けたわけですがけれども、昨日から少し晴れて稲刈りに入ったようではありますが、下がやわらかく、なかなか乾かないってことで、今回作業がなかなか大変だということ、難儀をしているようであります。品質に影響がなければいいのかなと思ってるところであります。来る時に見てきましたけれども、珍しく本体側まで茶色い持った水で、やっぱり相当な雨量だったのかなと思います。飯豊町でも洪水警報の方が出ましたので、本当にまだあの悪夢っていう感じで思われた方も相当おられるのかなと思ったんですけども、あんまり被害の報告がなかったのもよかったのかなと思ってございます。今日は、せっかく晴れての2日目ですので、皆さんも稲刈りが忙しいと思いますので、スムーズに進みながら進行していきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。以上であります。それでは、ただいまより第15回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「会議録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、2番後藤恵美子委員、3番齋藤祐一委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第40号「農地転用例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事

農地転用例外の届出の報告がありましたので、報告致します。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇西田尻 45-2	
	地目地積	田 1 筆で 78.3 m ²	

もみ殻集積場として農地転用をするということでしたが、面積が200 m²以下ということで、農地転用の例外で、町の農業委員会の許可となっております。9月4日付けで、地元農業委員会の渡部晃子委員と事務局の方で現地確認をさせて頂いております。以上、報告とさせていただきます

議 長

報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第4報告第41号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補 それでは非農地証明交付申請による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字宮在家 3766-6	
	地目地積	田 1 筆で 82 m ²	

詳細な場所については位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、平成 4 年頃に建物を建設したためです。非農地証明事務取扱要領に基づき、8 月 29 日、齋藤祐一委員、後藤康則委員、安部会長の農業委員 3 名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。以上で報告させていただきます。

議長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 報告第 4 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大谷地 849-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 4 筆で 6,243 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野二 2243-1 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 6 筆畑 6 筆で 2,682 m ²	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 10 月 9 日、あっせんの希望はありません。2 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 11 月 15 日、あっせんの希望はありません。以上、2 件、報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。所有権移転が 1 件になります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字境見山 3554-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 3 筆で 6,252 m ²	

以上 1 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。8 番遠藤智行委員

遠藤委員 　先月に続きまして、〇〇〇の破産の件ですけれども、先月、大体のところは決まったんですけれども、残りがあったということで、その残りを、〇〇〇が購入したということです。これはまた別件ですけれども、家も買ったらしいという話でした。〇〇〇に確認したところ、自分で農業、野菜などを作るということでしたので、問題ないかと思ひます。

議長 　　これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第 7 議案第 5 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 　　それでは、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	申請地	菘生字道六神 330-1	
地目地積	畑 1 筆で 460 m ²		
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
			〇〇〇

	申請地	中字三角屋敷 2709-2	
	地目地積	田 1 筆で 500 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字堂ヶ沢一 312-3	
	地目地積	田 1 筆で 1,138 m ²	

1 番の案件の転用事由について説明します。転用事由は、自宅、駐車場等を建設するものです。工事着手は、許可後で、令和 7 年 8 月中に完了予定です。補足説明を行います。事業費は 3,300 万円となっており、資金計画につきましては、全額金融機関からの借入の予定です。取水・排水計画については、取水は上水道、排水方法について、汚水・生活雑排水は下水道、雨水は地下浸透であります。被害防除計画について説明いたします。盛土造成を行い 30 cm の法面が発生しますが、土留めするなど、被害防除に努めます。近傍農地への影響については建物の高さを調整することで被害防除に努めます。以上の内容について、9 月 17 日に地元農業委員の手塚委員と現地確認を行いました。農地転用の基準であります。申請地は一団の農地の区域内にある第 1 種農地の転用と判断されます。第 1 種農地の転用は原則許可できないとされておりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては許可できるとされております。

2 番の案件について説明します。4 月の総会において、農振除外の案件で許可を受けたものです。転用事由は住宅、駐車場等を建設するものです。工事着手は、許可後で、令和 7 年 8 月中に完了予定です。補足説明を行います。事業費は 4,000 万円となっております。資金計画につきましては自己資金 2,000 万円、金融機関からの借入 2,000 万円の予定です。取水・排水計画については、取水は上水道、排水方法について、汚水・生活雑排水は下水道、雨水は地下浸透であります。被害防除計画について説明いたします。盛土造成を行い法面が発生しますが、傾斜をゆるくするなど、被害防除に努めます。近傍農地への影響については建物の高さを調整することで被害防除に努めます。以上の内容について、9 月 12 日に地元農業委員の長岡委員と現地確認を行いました。農地転用の基準であります。申請地は一団の農地の区域内にある第 1 種農地の転用と判断されます。第 1 種農地の転用は原則許可できないとされておりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては許可できるとされております。

3 番の案件について説明します。転用事由は国道拡幅に伴い、新たな社員駐車場を建設するものです。工事着手は、許可後で、令和 7 年 3 月中旬に完了予定です。補足説明を行います。事業費は 123 万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水・排水計画については、取水、汚水・生活雑排水は該当なし、雨水は自然流下であります。被害防除計画について説明いたします。盛土造成を行い法面が発生しますが、傾斜をゆるくし、擁壁を設置するなど、被害防

除に努めます。9月20日に地元農業委員の巻坂委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、申請地は中山間地域に存在する生産性の低い農地である第2種農地であると判断されます。第2種農地の転用は、第3種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上私から説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に当該委員に関係する案件がありますので退席を求めます。〇〇〇。1番の案件について事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。7番手塚康博委員

手塚委員 ただいま事務局から説明のあった1番の案件であります。土地につきましては、自宅隣接の畑でございます。譲受人については、〇〇〇、息子さん夫婦でございます。今回息子さんが住宅を建築するというので、〇〇〇の自宅の隣に建設をするということで、何ら問題はないということで判断しますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって承認することに決定いたしました。2番3番の案件について事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。5番長岡賢市委員

長岡委員 2番の案件なんですけれども、〇〇〇が現在お住まいの家の道路側にお子さん夫婦の家を建てたいということでありまして、今現在は長井に住んでおられますが、飯豊町の人口が増えるということで大変喜ばしいことだと思います。ご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくようお願いいたします。

議長 他にございませんか。1番巻坂藤博委員

巻坂委員 3番の案件ですが、今ちょうど国道の改修工事をしておりまして、〇〇〇、〇〇〇なんですけれども、国道のところに駐車場があるんですけども、これが工事のために、この改修で狭められることと、工事に伴って重機が入るということで、もう駐車場は

ほとんど使えないということで、早急に裏に作りたいということを電話でいただきました。それでちょうど今回駐車場にするところは、〇〇〇の資材置き場のちょうど裏手にあたりますんで、現状の地目は田なんですけども、畑をされていて、双方そういう意味では合意しておりますんで、何ら問題がないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第15回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前9時55分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年9月23日

議 長

安部 教典

署名委員(2番)

後藤 恵美子

署名委員(3番)

齋藤 祐一